

# 大阪キリスト教短期大学 学則

## 第4章 課程修了認定

第13条 各学期末にその期に履修した科目の学科試験を行う。学科試験は筆記・口述・実技試験のいずれかにより、又はこれらの併用によって、学期の終わりに期日を決めて行う。ただし、担当教員が適当と認めたときは、随時行う試験またはその授業についてのレポート・報告書・作品等の提出をもって学科試験に替えることができる。いずれの科目においても出席回数が授業時間数の3分の2に満たない者は、その科目の受験資格を失う。

第14条 学修の評価については、原則として学期毎に行う試験及び学修状況に基づいて行う。学修状況は、随時行う試験・レポート・報告書、作品及び実験・実習状況及びグループディスカッション（ディベート、グループワーク）の取り組みなどのいずれか又はこれらを総合したものとする。

成績の評価などは、次の評語及び点数によって示され、可以上を単位修得の合格とする。

秀100～90、優89～80、良79～70、可69～60、不可59以下。

通年科目の成績は原則として前後期の成績の平均をもって評価し、可以上を単位修得の合格とし、所定の単位を与えるものとする。

第15条 学科試験に無届欠席した時は、その学科試験の採点を不可とする。ただし、疾病又はやむを得ない事故によって許可を得て学科試験に欠席した時は、後日追試験を行いその評価を定める。

第16条 規定の科目及びその単位数を修得し、かつ教授会の議を経て学長の認定した者に対し卒業証書を授与する。

2. 前項により卒業した者は短期大学士と称することができる。その学位の名称を用いる時は大阪キリスト教短期大学と付記する。
3. 本学の設置学科に従って授与する学位は、幼児教育学科は短期大学士（幼児教育学）とする。